

府子本第 72 号

令和 5 年 2 月 8 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

安全管理研修支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「安全管理研修支援事業実施要綱」を定め、令和 4 年 9 月 5 日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

安全管理研修支援事業実施要綱

1 事業の目的

教育・保育施設等の運営にあたっては、こどもの健やかな成長のため、教育・保育等の充実や質の向上はもとより、安全な教育・保育環境を確保していくことが重要である。

本事業は、教育・保育施設での送迎用バスでの事故等を踏まえ、令和4年10月12日にとりまとめた緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」における「こどもの安心・安全対策パッケージ」の一つとして、安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会や説明会を実施するために必要な経費を支援することで、こどもの安全を守るための万全の対策を講じ、こどもを預けている保護者の不安を解消するとともに、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）とする。都道府県等は本事業を適切に実施することができる者と認める者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容等

(1) 事業の内容

送迎用バスにおける置き去り事故の再発防止を図るために、教育・保育施設等の責任者や送迎用バスの運行責任者、バス送迎に従事する運転手、同乗する職員等を対象とした安全管理マニュアルの適切な運用のための研修会及び説明会の開催等に必要な以下の経費を支援する。

- ア 外部講師による講義・演習等に要する経費
- イ 研修資料の作成
- ウ 研修会場の借上げ、オンライン会議システムの運営

- エ 研修動画の作成や配信
- オ 研修の外部委託
- カ その他、安全管理研修の実施に必要と都道府県等が認めた経費

(2) 対象施設等

以下に掲げる教育・保育施設等とする。

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

(3) 対象者

上記対象施設等の責任者や送迎用バスの運行責任者、バス送迎に従事する運転手、同乗する職員等（送迎用バスを外部へ委託している場合は、その受託者を含む。）

(4) 実施要件

研修を実施する都道府県等においては、以下のア～オに配慮すること。

ア 安全管理研修を実施するにあたって、都道府県等は「安全管理研修実施計画」（注）を策定すること。

（注）送迎用バスを運行する管内全ての教育・保育施設等（送迎用バスの今後の運行を検討している教育・保育施設等を含む）が研修を確実に受講することができる計画をいう。

イ 研修内容については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を十分に踏まえて各教育・保育施設等において安全管理マニュアルを適切に運用し、こどもの所在確認を徹底できるようにするための内容としつつ、各都道府県等の地域性及び施設の状況等を考慮し柔軟に対応すること。また、特定の教育・保育施設等を前提とした内容に限定せず、就学前、学齢期等の発達の度合いや障害の有無等に応じて、各施設において広く応用が利くような内容とすること。

ウ 対象施設数が多い場合や、地理的な問題、業務都合等により受講が困難な対象者が想定される場合等は、オンライン配信や収録動画の公開、資料の配布等により広く受講が図られるように配慮すること。

エ 研修形態は、適宜演習を取り入れる等して理解を深めるように工夫しながら実施すること。

オ 都道府県等が講師を招く場合は、有識者や専門家、教育・保育施設等に長年携わる者、自治体職員、安全装置の製品開発事業者等、各実施要件を踏まえ、効果的に研修を実施することができる者を選定すること。

カ 都道府県等は、本事業の実施にあたって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効率的で円滑な事業の実施が図られるよう努めること。

4 事業の採択及び実施状況報告について

都道府県等は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を内閣総理大臣に報告するものとする。

5 留意事項

他の交付金や補助金等の対象となる場合は、本補助金の対象とならない。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。